

Title	五味知子君博士学位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	2011
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.81, No.3 (2012. 7) ,p.153(507)- 160(514)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20120700-0153

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

五味知子君博士学位請求論文審査要旨

論文題目 明清時代の女性に対する社会認識

——裁判史料を中心に——

論文概要

本研究は中国の伝統社会にあって女性はいかなる存在であったかという問題を歴史文献の批判的考察を通して実証的に解明しようとしたものである。その特徴は、明清時代の「貞節」をめぐる裁判史料に示された女性像は特有のレトリックで構築されたものであるとの前提に立ち、そのような史料がいかに書かれたかという背景にまで踏み込んだ上で、当時の女性のあり方と女性に対する社会認識のあり方に迫る姿勢にある。

本編全体は三第六章から構成されている。第一部「誣姦」を通してみた貞節に関わる裁判」では積極的に相手の性的品行を中傷する「誣姦」という行為の分析を通じて明清時代の貞節観や訴訟の特色を論じる。第二部「女性をめぐる裁判と社会問題に対する地方官の態度」では地方官側に焦点を絞り、彼らが担当地域の女性に関わる各種の問題にどのような眼差しを向けたかを明らかにする。第三部「配偶者殺人とその冤罪事件における男女のイメージ」では配偶者殺人事件に関する裁判における男・女に対する認識の相違を追う。そして終章では各章において検討した結果得られた前近代中国社会の特徴について考え

る。なお、巻末には二編の論考を補論として付す。全体の構成は以下のとおりである。

序章・明清時代の女性と貞節をめぐる裁判の研究

- (1) 前近代中国の女性と貞節
- (2) 貞節をめぐる裁判に関する研究史の整理
- (3) 目的
- (4) 構成

第一部「誣姦」を通して見た貞節に関わる裁判

第一章「誣姦」の意味するもの——判牘・官箴書の記述からはじめに

- 1『資治新書』および『資治新書二集』の中の「誣姦」
 - (1) 李漁の見解
 - (2) 李漁が分類した「誣姦」案件
 - 2官箴書から見た「誣姦」
 - (1) 誣告
 - (2) 「誣姦」
 - 3判牘から見た「誣姦」
 - (1) 判牘に描かれた「誣姦」の特徴
 - (2) 妻の姦通、妻への強姦未遂の誣告
 - (3) 「誣姦」の判牘と訴訟を起す人々
- おわりに

第二章 「誣姦」と貞節

——明代晩期から清代前期の判牘を中心に

はじめに

1 「誣姦」と裁判

- (1) 関連する法規定
- (2) 裁く側の誣告に対する認識
- (3) 訴訟を起こす側の誣告への認識

2 重大案件中の「誣姦」

- (1) 殺人発生と誣告
- (2) 強姦未遂隠しのための誣告
- (3) 重大事件の裁きと動機の解明

3 軽微な案件中の「誣姦」

- (1) 姦通・婚姻関係紛糾と関わりのある「誣姦」
 - (2) 姦通・婚姻と無関係な「誣姦」
- おわりに

第二部 女性をめぐる裁判と社会問題に対する地方官の態度

第三章 「貞節」が問われるとき

——『問心一隅』に見る知県の裁判を中心に

はじめに

- 1 胡学醇と博平県の「列女」
- 2 重大案件中の「貞節」
- (1) 「李馬氏案略」

- (2) 李馬氏のイメージの変遷

- (3) 重大案件中の「貞節」

3 軽微な案件中の「貞節」

- (1) 「謊詞怕質」
 - (2) 「逐婦明冤」
 - (3) 「貞節」が判定されるとき
- おわりに

第四章 地方官から見た女性をめぐる社会問題

——張五偉を事例として

はじめに

1 張五偉の官歴と著作

- (1) 張五偉の官歴
 - (2) 地方官の著作に見る女性関連の記事
- 2 溺女問題

- (1) 袁州府の溺女問題についての認識
- (2) 袁州府の育嬰堂
- (3) 袁州府における育兒補助金の給付
- (4) 湖南の溺女問題と育嬰堂

3 裁判

- (1) 訴訟を起こす女性
 - (2) 女性の犯罪
- 4 労働と日常
- (1) 官媒

(2) 娼婦

(3) 屋外労働

おわりに

第三部 配偶者殺人とその冤罪事件における男女のイメージ

第五章 配偶者殺人の記録に見る女性像

はじめに

1 配偶者殺人の加害者と傾向

(1) 配偶者殺人の傾向

(2) 裁く側から見た殺人と姦通の関係

2 姦通後の夫殺害事件

(1) 妻と姦夫の共謀による夫殺害事件

(2) 夫が姦通を容認している場合における妻と姦夫の共謀殺人

3 姦夫による夫殺害事件

おわりに

第六章 夫殺し冤罪事件とメディア——楊乃武と小白菜

はじめに

1 楊乃武案と地域

(1) 楊乃武案の概要

(2) 当時の余杭

(3) 『申報』と浙江知識人

2 楊月樓案——上海の裁判とメディア

(1) 楊月樓案の概要

(2) 楊月樓案の報道

3 楊乃武案の報道——英字紙と『申報』の比較

(1) 楊乃武案発生から二度目の京控の前まで

(2) 二度目の京控以降の報道

(3) 浙江籍の京官による申し立て以降の報道

(4) 刑部での取り調べ以降

4 楊乃武案のその後

おわりに

終章

補論一 書評『纏足の靴——小さな足の文化史』

補論二 明清中国女性史研究の動向

——二〇〇五年から二〇〇九年を中心に

はじめに

1 貞節と女性の意識

2 裁判・法律

3 家庭における婦女の地位・権利

4 女性と宗教・文化

おわりに

引用文献一覧

最初に本研究の論点の概要を各章ごとに紹介する。

周知のように、伝統中国では宋代において朱子学が中国人の倫理観に大きな影響を与えて以来、妻が夫に対して操を正しく守る「貞節」は立派な価値概念として重視され、かつ称揚されてきた。とりわけ明清時代は貞節への賛美が最高潮に達した時代だといわれ、歴史文献にはそのような行動を取ったとされる極めて貞淑な女性が多く現れる。しかし、その一方で同時代の歴史文献には対照的に極めて淫蕩な女性も同様に多く現れる。

本研究の序章ではこのように歴史文献中の女性像がなにもゆえ二極化しているのかという問題に関心を持ち、この問題を解くには当時の「貞節」をめぐる裁判のあり方を見ていく必要があるとの考えのもと、独自の法論を提言する。

第一章では、地方官の裁判記録文集である判牘と行政指南書である官箴書という二種類の史料から「誣姦」の持つ意味を分析する。誣告で人を罪に陥れた者はその罪と同じ程度の刑を受けることが原則であったにもかかわらず、軽微な案件ではそれが適用されない場合が多かった。それは「誣姦」には意図的な誣告のほかに訴訟受理を目的とした誇張や捏造を伴う根拠のない憶測が含まれており、両者を明確に識別するのは困難だったことによる。そのため裁判官である地方官は原則を遵守すれば厳しすぎる処分になるが、厳しい処分をしなければ誣告が増えるという葛藤のもと、「誣姦」に対しては総合的な状況を勘案して寛厳取り混ぜた判決を下す傾向があった。それはまた訴訟マニュアルなどを通して民間にも認知されており、「誣姦」は

訴状を作成する際の表現テクニックの一部としてパターン化されていた、と説く。

第二章では、明代末期から清代前期までの判牘を用いて「誣姦」の目的やそれを行う人びとの「貞節」に対する考え方について検討する。「誣姦」により訴訟相手に性的品行の悪さやし付けることは、彼らに「淫蕩な悪人」のイメージを与え、反対に自らに「貞淑な善人」のイメージを築いて裁判を有利に展開させることができた。それは裁判史料中の女性像が貞淑と淫蕩とに二極化する一因でもあった。そして「誣姦」を行う人びとは「貞節」という規範を遵守せず、自らの信念にしていなかったにせよ、少なくとも当時の社会に貞淑は善、淫蕩は悪という価値概念が存在することを理解し、それが裁判において重視される規範になることを認識していた、と論じる。

第三章では、一九世紀中葉に著された一つの裁判記録文集を通して地方官が重大な案件と軽微な案件の中で「貞節」に関わる問題をどのように扱ったかについて考察する。殺人が絡む重大な案件は地方官だけの判断で処理できるものでなく、上級審に当たる官僚を納得させるには当事者の動機と行動、事件の結果に矛盾があつてはならず、そのため貞淑・淫蕩の事実についても是非を明確にしなければならなかった。他方、上級への報告を要さない軽微な案件では、地方官は自らの判断のもと、極力「貞節」の問題に触れることを避け、争いの原因を他に求めて現実的に解決する途を選ぶ傾向があった、と述べる。

第四章では、一八世紀末―一九世紀初に各地の地方官を歴任し

た張五偉という人物の著述を通して、溺女、すなわち女兒の間引き風潮や女性労働など、裁判に止まらない女性をめぐる社会問題に対して地方官がいかなる見識を持っていたかを明らかにする。そこで取り上げられた具体的な問題は清代の地方官に共通した関心事であったが、張五偉は単に理想論を述べたり一般的な説論を繰り返したりするだけでなく、実態を観察して得た具体的な問題意識に立っていたことに特徴があり、それは彼が科挙出身の官僚でなく、地方官を地道に務め続けたことによつて培われた資質に起因するものだった、と考える。

第五章では、『刑科題本』（司法行政を担当する中央部署・刑部による地方社会で発生した人命に関わる事件についての上奏原本）を用いて、清代地方社会における配偶者間殺人とその裁きのあり方について問うとともに、その中で加害者となった女性がどのように描かれたかを具体的に明らかにする。当時の社会にあつては夫が殺される背景には妻の姦通が存在すると見なす傾向があり、裁く側もそれを強く意識していたため、判決だけを見れば「清代の中国には自己の欲望のためには夫の殺害をも辞さない女性が多かった」との画一的なイメージが定着する。しかし、裁判の過程で明らかにされた情報を仔細に検討すれば、女性たちが他の方法では不本意な婚姻生活から抜け出せなかったこと、親など周囲の人物の脅迫によつてやむなく夫殺害に担したことなどの事実があり、それゆえに配偶者殺人の本質を見極めるには単に裁判の結果だけを見るのではなく事件の内容に迫ることが必要だと、訴える。

第六章では、第五章で取り上げた傾向ゆえに明清時代の中国では珍しくなかつた夫殺し冤罪事件が、清末に新しく登場した新聞というメディアによつてどのように報道され、それが冤罪事件解決につながっていったかを論じる。この事件についての報道は人々の強い関心を引き起こし、これを契機に中国の裁判の問題や西洋の法廷の長所についての記事が発表されるなど、社会変革にもつながるような報道がなされた。また外国からの批判、地域エリートの団結、世論の高まりなども北京の官僚を動かす原動力になった。これは発生においては伝統的な夫殺し冤罪の様相をまとつた事件であつたが、その解決および結果はすぐれて近代的な要素に影響されたものであつた、と評する。

本研究は以上の分析を通じて次のような結論を導く。
「誣姦」という行為は明清時代において「貞節」が重要な規範であるという認識と活発な訴訟という風潮とがあいまって盛んになったものであり、これを裁く地方官はそれが軽微な案件である限り貞節問題にはできるだけ触れず当事者たちが争う本質の問題だけを追究することにし、結果として「誣姦」した者に対して正式な誣告罪への適用を回避した。

他方、重大な案件については、地方官は貞節問題に決着をつけざるを得ず、それが裁判史料中に極端な貞淑と極端な淫蕩という両極の女性像を出現させることにつながつた。

清末に至つても殺人事件では妻の姦通を疑う風潮は変わらず、結果として冤罪事件を引き起こしたが、その解決には新聞による報道や世論の高まりなど、新しい時代による変化が顕著に見

られた。

なお補論一では、纏足をめぐる女性の精神的側面を描き出したドロシー・コウ著『纏足の靴——小さな足の文化史』に対する書評を、また補論二では、二〇〇五年から二〇〇九年を中心にした明清中国女性史の研究動向を、ともに本論に密接に関わるものとして収録している。

審査要旨

近年明清時代の女性史研究が活発に行われている英語圏や漢語圏の学界に比較して日本では当該分野の研究は若干手薄な感を免れない。その中であつて五味君は明清女性史研究を専攻する気鋭の若手研究者として精力的な研究活動を行つており、これまで公表した各論文や各研究報告では好評を博してきた。

五味君は、一方では英語圏・漢語圏の明清女性史研究の蓄積を十分に把握・消化するとともに、その批判的観点に立脚し、他方では日本の学界で厚い実績を誇つてきた明清時代の裁判に関する研究を踏まえ、これを切り口にして描き出される明清女性史研究の斬新な一面を切り開こうとしてきた。本研究は五味君がこれまでに公表してきた諸論文を中心とし、「貞節」をめぐる言説の分析を基軸の一つの体系としてまとめたものである。

本研究が高く評価しうる点として以下のことが挙げられる。

まず本研究の特色は、史料に示された内容をそのまま単純に「史実」の反映としてとらえるのではなく、そうした史料がいかに記されたかという事情にまで踏み込んだ上で、当時の女性

に対するイメージを汲み取ろうとしている点である。とりわけ裁判史料に見られる特有のレトリックを明らかにして、そうした史料に示された女性のイメージが構築される構造を解析したことは、明清社会史研究と中国女性史研究に新たな視点を提供したといえよう。

裁判史料を法制史研究の分野のみならず、社会史研究の史料として活用する研究に関してはとりわけ近年では比較的多くの成果が見られるが、裁判の過程や判決のあり方そのものを直接扱い、裁判に関わる地方官、原告・被告やその関係者の心性にまで踏み込んだ研究はあまりないといつてよい。本研究はこの方法によつて社会史・民衆史の特殊な細密画を描くことを可能にした。

前述のように、近年英語圏や漢語圏では明清時代の女性史研究が盛んになつているが、史料的な制約を伴つてか、なお觀念的な主張の域を脱していない感がある。本研究は判牘の他、官箴書、行政文書原本、新聞など幅広く膨大な裁判史料を博搜し、精緻な実証によつて従来の研究に「実体」としての生命力を吹き込んだ。

例えば、伝統中国にあつては誣告が嚴格に適用されない場合があることは従来から指摘されてきたことだが、それが「誣姦」という性的中傷にからむ場合、重大な案件と軽微な案件とでは誣告罪に対する適用が異なつていた事実を明らかにしたこと、必要でなければ地方官は「貞節」問題の判定を回避する傾向があつたこと、他方で「貞節」が当時の多数派の人々によつ

て共有されていた価値だったからこそそれを利用したレトリックが裁判史料によく見られる点を指摘したこと、これらはいずれも実証に基づいて初めて明らかにされた事柄であり、その卓見は十分に説得力を持つ。また、第6章は清末の一つの事件を『申報』という華字紙と『ブースチャイナデイリーニュース』という英字紙での取り上げ方の比較を通してその性格を丹念に追究した力作であり、五味君の研究者としての将来性を予見せしめるものである。

以上、評価できる点は多々ある。とはいえ本研究が提出期限にしばられた課程博士学位請求論文であるがゆえになお次のような若干の問題点がないとはいえない。

1 本研究は裁判史料の新たな分析方法を提示して明清史研究の方法論に一石を投じるものであるにもかかわらず、序章ではそのアピール度が弱い感じを受ける。もう少し従来の研究のあり方を強く批判し、問題点を明確にする方がよかつたのではないか。また、各章の構成に論理的なつながりの甘さが見られ、それが本研究全体としての論理性をいくらか弱めている。結論にもまた各章のまとめだけに止まらない主張があつてもよかつたのではないか。これらはいずれも五味君の謙虚さに由来するものと思われるが、謙虚さは研究においては時として長所にならないことを留意すべきである。

2 伝統中国の裁判一般の特徴として、当該犯罪事実の認定と量刑の問題を超えて、むしろ当事者の日頃の品行が焦点化されやすいことが挙げられる。それは中国の裁判制度の基本的特徴

に関することであり、当事者が男性であるか女性であるかを問わない問題である。本研究で扱った「貞節」の問題もその一環であるため、明清時代の裁判一般の性格について自身の見解を明確にし、その中でこの問題を位置づけた方がよかつたのではないか。

3 ここで扱う問題は明清時代における中国全体を対象にしているが、「貞節」の観念には時代と地域において差異が認められないものだろうか。五味君自身、「誣姦」の事例が顕著になるのは明末であり、それは女性の「貞節」に対してもかつてない意義づけがなされた時代であることを意識しているが、そのことが本研究に十分反映しているとはいいたい。また、中国は地域的な多様性を有しており、「貞節」や訴訟に対して重きをおく地域とそうでない地域にあつては「貞節」をめぐる訴訟や裁判のあり方もおのずから異なることが想定される。この問題に時代性・地域性を考慮することは今後の大きな課題となる。

このように本研究にはまだいくつかの残された問題点が存在する。しかしながら、本研究が提示した多くの論点が従来の明清史研究に新風を送り込んだことは紛れもない事実であり、それは十分評価するに値する。五味君は今後伝統中国の社会構造全体に視野を広げ、さまざまな問題に対する本格的な実態究明に研究を深化させていく予定であるという。

いずれにせよ、本研究は新時代の日本の中国明清史研究を背負って立つ有望な若手研究者の一人が著した魅力溢れる研究で

ある。それゆえ審査委員一同は本研究が博士(史学)の学位を授与するに相応しいものと判断する。

論文審査担当者

主査 慶應義塾大学文学部教授・博士(文学)・同大学院文学

研究科委員

山本 英史

副査 お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授

岸本 美緒

副査 東京大学大学院人文社会科学系研究科准教授・博士(文学)

吉澤誠一郎

二〇一一年度修士論文要旨

〔日本史学専攻〕

日本古代史料に見える「武」

藤田 佳希

『続日本紀』養老五年正月甲戌の詔には、「武士」という語が登場する。この「武士」について、中世的武士の源流であるとする説と、中世的武士とは無関係であり、単に武官を指すとする説がある。現在では後者が有力となっているが、「武士」の用例は『続日本紀』以外の史料にも登場するため、これらの用例も含めて「武士」を考えなければならぬ。よって、本稿では「武士」の用例を詳細に検討した。ところで、「武士」の用例は極めて少ないため、「武」一字に着目して六国史を検討することも行った。この検討を行うことによって、国史編纂者及び朝廷が「武」をどのように位置付けていたのかが明らかになる。先行研究においては、奈良時代には重要なものとされたが、平安時代の嵯峨朝になると、文章経国思想の影響を受けて、「武」は蔑ろにされるようになったとされている。しかし、このことを示す具体的な史料は存在せず、実際に「武」が見下されていたかは疑問である。また、このような変化の中で、「武